

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社アジア技研 浦添市字前田608-1
76-000029
(測量調査、土木関係コンサルタント、地質調査)
- 2 指名停止期間
令和7年8月20日 ～ 令和7年10月19日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
(株)アジア技研が受注した北部土木事務所発注の「県道9号線大保大橋下部工調査設計業務委託(R5)」において、履行期間内に業務を完了することができず、154日間の遅延が生じた。
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内